

社会福祉法人西脇市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西脇市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、日額3,000円を費用弁償とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。